

平成27年 第1回

# 仙北市農業委員会総会議事録

平成27年1月8日(木)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成27年1月8日(木)午後3時30分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (27人)

1番 高橋政敏	2番 藤村隆清
3番 野中秀人	4番 佐藤孝典
5番 平岡裕子	6番 佐藤和
7番 千葉惣永	8番 青柳良信
9番 齋藤瑠璃子	10番 佐藤二郎
11番 沢山純一	12番 門脇博美
13番 藤村紀章	14番 辻均
15番 倉橋重基	16番 大石温基
17番 佐藤善栄	18番 草薨隆
19番 山本實	20番 山手善美
21番 田村博美	22番 真崎純孝
23番 大石知	24番 糸井淳
25番 藤原由悦	26番 鈴木八寿男
27番 羽川正幸	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 平成27年度一般会計当初予算（農業委員会費）要求について

2. 議事

- (1) 議案第1号  
農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第2号  
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について
- (3) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

事務局長 藤村 一 栄                      参事 伊藤 一 彦  
課長補佐 門脇 益 美                      主事 高橋 直 人

7. 書記

課長補佐 門脇 益 美

8. 議事録署名員

1番 高橋 政 敏                      2番 藤村 隆 清

9. 会議の概要

議長            ただ今から平成27年第1回仙北市農業委員会総会を開会いたします。  
議長            改めまして新年おめでとうございます。昨年は米価の下落等があり、

支払い関係も四苦八苦していると聞いております。今年も米の値段がどうなるか分からない状況で今年も始まる訳ですが、農業問題は大きな転換期を迎えておりますので私たちもより一層勉強しながらこの1年間を過ごしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長            それでは、本日の総会への出席委員は27名。欠席委員はありません。よって、本総会は定足数に達しております。

議長            次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長            それでは議事録署名員に1番高橋委員、2番藤村委員兩名を指名します。会議書記には門脇補佐を指名します。

議長            本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長            異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤村局長        《会務諸報告、報告1の朗読及び説明》（9時3分）

議長            ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

伊藤参事        報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が5件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。以上です。

伊藤参事        報告2、平成27年度歳出予算要求資料（総括）。農業委員会費委員報酬は平成26年度と変わりはありません。職員給与費は約308万円の

減額、一般農業委員会総務費は35万円の減額、秋田県農業公社特例事業業務費はほぼかわりはありません。農業年金業務費は11,000円の増、機構集積支援事業費は約97万円の増、秋田県農業会議負担金は変わりはありません、県南地区農業委員会会長負担金は平成27年度から市町村一律負担となり17,000円の増です、秋田県都市農業委員会負担金は変わりはありません。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇補佐 議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成27年1月8日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇補佐 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が田沢湖生保内地区の計6筆。登記簿現況共に田。面積が11,741㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さん。譲受人は同じく田沢湖生保内地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は後継者へ一括贈与によるもので譲受人は受贈です。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事となっております。整理番号2番。農地の所在が西木町小湊野地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積が859㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は西木町小湊野地区の〇〇さん。譲受人は同じく西木町小湊野地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は合作地の相手方へ贈与によるもので譲受人は受贈です。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事となっております。続いて整理番号3番。農地の所

在が田沢湖岡崎・梅沢地区の計6筆。登記簿現況共に田。面積が計5,124㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人は田沢湖梅沢地区の〇〇さん。借受人は同じく田沢湖梅沢地区の〇〇さん。申請事由は貸付人は高齢化による経営縮小によるもので借受人は経営規模の拡大でございます。1反歩〇〇円、年額〇〇円で期間が10年です。続いて整理番号4番。農地の所在が角館町川原地区の計14筆。登記簿現況共に田。面積が計9,312㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人は角館町川原地区の〇〇さん。借受人は同じく角館町川原地区の〇〇さん。申請事由は貸付人は経営縮小によるもので借受人は経営規模の拡大でございます。1反歩〇〇円、年額〇〇円で期間が10年です。続いて整理番号5番。農地の所在が角館町西長野地区の田3筆、畑1筆の計4筆。面積が計5,162㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人は角館町西長野地区の〇〇さん。借受人は同じく角館町西長野地区の〇〇さん。申請事由は貸付人は相手方の要望によるもので借受人は経営規模の拡大でございます。1反歩〇〇円、年額〇〇円で期間が10年です。続いて整理番号6番。農地の所在が西木町西荒井地区の計26筆。登記簿現況共に田。面積が計22,401㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人は西木町西荒井地区の〇〇さん。借受人は同じく田沢湖角館東前郷地区の〇〇さん。申請事由は貸付人は高齢化による経営縮小によるもので借受人は経営規模の拡大でございます。1反歩〇〇円、年額〇〇円で期間が3年です。続いて整理番号7番。農地の所在が田沢湖小松地区の計6筆。登記簿現況共に田。面積が計3,069㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人は田沢湖角館東前郷地区の〇〇さん。借受人は同じく田沢湖角館東前郷地区の〇〇さん。申請事由は貸付人は相

手方の要望によるもので借受人は経営規模の拡大でございます。1反歩〇〇円、年額〇〇円で期間が3年です。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については7番千葉委員をお願いします。

7番千葉 《整理番号1番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2番については2番藤村委員よりお願いします。

2番藤村 《整理番号2番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号3番については13番藤村委員よりお願いします。

13番藤村 《整理番号3番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号4番については24番糸井委員よりお願いします。

24番糸井 《整理番号4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号5番については14番辻委員よりお願いします。

14番辻 《整理番号5番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号6、7番については6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《整理番号6、7番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第1号につきましては許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定します。(9時22分)

議長 次に、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。

高橋主事 議案第2号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成27年1月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

高橋主事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖梅沢地区の6筆。登記簿現況共に田。面積が5,946㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は田沢湖梅沢地区の〇〇さん。移転を受ける方は同じく田沢湖梅沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金は自己資金での対応となっております。次に利用権設定の案件についてです。整理番号2番、農地の所在が田沢湖神代地区の2筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計5,818㎡。利用権を設定するのは田沢湖神代地区の〇〇さん。受けるのは田沢湖神代地区の〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。続いて整理番号3番、農地の所在が角館町菌田地区の4筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計4,228㎡。利用権を設定するのは角館町菌田地区の〇〇さん。受けるのは角館町菌田地区の〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。続きまして整理番号4番から10番までは再設定の案件となっております。利用調整会議でも問題ないと判断されたものですので説明は割愛させていただきます。最後に農地中間管理事業の案件です。こちらは担当が仙北市地域農業再生協議会ですが内容について農業委員会事務局より報告させていただきます。農地中間管理事業へ利用権の設定する方が47名おりまして全て期間が10年2ヶ月となります。県公告日(2月27日)に農地中間管理事業から利用権を設

定受ける方へ転貸することになります。詳細については議案書の記載のとおりでございます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第2号については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

4番佐藤 議長。

議長 どうぞ。

4番佐藤 転借人についての情報が少ないのですがもっと詳しく記載してほしい。

高橋主事 要項には農業委員会総会に挙げるものとして「出し手」から農地中間管理機構へ出すもののみとなっており、農地中間管理機構から「受け手」の案件は仙北市地域農業再生協議会で配分計画書を作成し県へ提出し、県の方で審査されるということになります。したがって大仙市、美郷町の農業委員会でも「受け手」の情報は総会資料には載せておりませんが仙北市では分かりやすいように「受け手」の方の名前を備考欄に記載しております。それ以上の情報を載せることにつきましてはご了承お願いいたします。

議長 他にございませんか。

『無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第2号については適正であると認めることに決定します。(10時3分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。農協推薦委員からありますか。

18番草薨 昨年度の理事会でご提案されていたのですが購入を再度延長できない

かということでしたが今年から予約したものは12月まで延長できることになりましたのでご報告いたします。

《議会と共済、土地改良区の推薦委員からの報告無し》

議長 それでは協議に移ります。事務局よりお願いします。

伊藤参事 協議事項ですが仙北市農業委員会委員担当地区(案)として事務局の方で作成致しましたのでご確認お願いします。

議長 区割りについてはこちらで決定でよろしいですね。皆様よろしくお願います。

(閉会)

議長 以上をもちまして平成27年第1回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時10分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成27年 月 日

議長

署名員 1番

署名員 2番